令和4年宇治田原町総務建設常任委員会

令和4年7月19日 午前10時開議

議事日程

- 日程第1 第2四半期の事業執行状況について
 - ○総務課所管
 - ○企画財政課所管
 - ○税住民課所管
- 日程第2 各課所管事項報告について
 - ○総務課所管
 - ・宇治田原町職員コンプライアンス条例(案)の概要について
 - ○企画財政課所管
 - ・入札監視等委員会の開催概要について
 - ○税住民課所管
 - ・町民税(個人)の賦課状況の推移について
 - ・令和4年度町税徴収実績(第1四半期)について
 - ・令和4年度人口動態集計(第1四半期)について
- 日程第3 第2四半期の事業執行状況について
 - ○建設環境課所管
 - ○まちづくり推進課所管
 - ○産業観光課所管
 - ○上下水道課所管
- 日程第4 各課所管事項報告について
 - ○まちづくり推進課所管
 - ・第2回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について
 - ・宇治田原町都市計画マスタープランの変更について
 - ○産業観光課所管
 - ・茶品評会審査結果について
 - ○上下水道課所管
 - ・水道施設の更新予定について

日程第5 その他

1. 出席委員

 委員長
 7番
 藤
 本
 英
 樹
 委員

 副委員長
 4番
 山
 本
 精
 委員

 2番
 原
 田
 周
 一
 委員

 6番
 上
 野
 雅
 央
 委員

 10番
 複
 木
 憲
 法
 委員

 12番
 谷
 口
 整
 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長	Щ	下	康	之	君
都市整備政策監	星	野	欽	也	君
総務担当理事	奥	谷		明	君
建設事業担当理事	垣	内	清	文	君
総 務 課 長	青	Щ	公	紀	君
総務課課長補佐	廣	島	尚	夫	君
総務課課長補佐	西	尾	岳	士	君
企画財政課長	村	Щ	和	弘	君
企画財政課課長補佐	中	地	智	之	君
税 住 民 課 長	廣	島	照	美	君
税住民課課長補佐	岡	﨑	貴	子	君
建設環境課長	谷	出		智	君
建設環境課課長補佐	市	Ш	博	己	君
まちづくり推進課課 長 補 佐	岡	﨑	<u> </u>	男	君
産業観光課長	田	村		徹	君
産業観光課課長補佐	植	村	和	仁	君
上下水道課長	下	岡	浩	喜	君

上下水道課課長補佐 君 垣 内 紀 男 上下水道課課長補佐 君 森 本 崇 嗣 上下水道課課長補佐 石 隆 君 田 義 会計管理者兼会計課長 長谷川 みどり 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 里 君 局 長 矢 野 志 庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○委員長(藤本英樹) 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ、委員の皆様方にはご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日は、各課の令和4年度第2四半期の事業執行状況報告並びに所管事項の報告を願いたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を 行うことといたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長(山下康之) 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、閉会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

今日も雨の日が続いておりますけれども、6月に早く梅雨が明けたと思われるというように言われてきてから、それからなんか梅雨に戻ったかのような天候が毎日続いているわけでございますけれども、今日も、九州や、あるいはまた中国地方では、線状降水帯が確認されたということで、1時間に100ミリを超すような雨が降って非常に心配な状況、また東北のほう、北海道のほうでも大きく豪雨があり、またそういったいろんなところで災害が出ているということで、本当に人的な災害がないように祈るところでございます。我が京都府におきましても、今日は朝から京都市あるいはまた向日市、また長岡京市のほうで大雨警報が発令されておりまして、本町は今のところ雷注意報というようには聞いているところでございますけれども、非常にそういった時期で、これからも雨のそういった状況が、同じところにたくさん降るというような、今までにないような状況が起きているところでございます。町といたしましても、しっかりと防災対策には力を入れる中で、気象情報をしっかり見ていく中で、住民の皆さんの安心安全のために取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

そういった状況の中、また熱中症というのが出ておりますので、本当にそういったことも踏まえて、委員皆さんにはご自愛をいただきたいというふうに思うところでございますけれども、そういう中で、新型コロナウイルスの感染につきましても、昨日現在で、宇治田原町でも574人が今までのところ感染されたというように聞いております。そ

ういう中でも、6月は感染者がないという日がたくさんあったわけでございますけれど も、7月になってから、1日から昨日までで76人の方がもう既に感染されたというこ とで、非常に心配をしているところでございます。

そういった中で、議会において、6月議会では、新型コロナウイルスへの対策の予算についてご可決を賜りまして、この7月10日から4回目の予防接種をはじめさせていただきまして、10日あるいは7月16日、17日と3日間、今のところ進めてきたわけでございます。現在1,270人の方に予防接種をさせていただいたというようなところでございまして、これは60歳以上の方ですけれども、基礎疾患をお持ちの方、あるいはまた3回目の方も少しおられますけれども、これからも引き続いて4回目の予防接種を随時進めてまいりたいというように思っております。

そういった中での感染拡大を受けまして、今週の7月21日、22日と、広島平和体験学習の予定をいたしておりましたけれども、非核平和都市推進協議会の副会長でございます谷口議長さんにもご相談申し上げまして、やむなく今回は中止をさせていただいたと。今年は3年振りということで30名の応募があって、非常に子どもたちも楽しみにしていただいたところでございますけれども、こんな時期でございますので、非常に心配だということもございまして、やむなく中止をさせていただきました。また、8月6日に平和のつどいを予定しておりましたけれども、これも中止をさせていただきたいというふうに思っております。また、各地域のいろんな伝統的な行事、また夏祭りということで、いろいろ各地域ごとに取り組んでいただいている状況におきましても、今年は、早くから「今年はやろう」というような意気込みはいろいろと各地域ではお持ちいただいていましたけれども、現在のところ、またコロナのこうした感染拡大に伴って、ほとんど今年も中止をせざるを得ないということで我々もちょっと情報を聞いているところでございます。

そういった状況の中、引き続いて豪雨、また熱中症、またコロナの感染ということで、 非常に大きくトリプルパンチを受けているわけでございますけれども、しっかりとした 対策を講じていかなければならないというように思っているところでございます。そう いった中、今日は総務建設常任委員会の中で、各課のほうから、第2四半期の事業執行 の状況、また各課からの報告をいろいろさせていただきまして、非常に多岐にわたりま して多くのお願いをするわけでございますけれども、どうぞよろしくお願いしたいとい うふうに思います。

結びに、委員の皆さんにおかれましては、今申し上げましたようなことも踏まえて、

非常にお体には気をつけていただいて、そして引き続きご活躍されますよう心からご祈念申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) ありがとうございました。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本 日の総務建設常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。また、 関係資料も配付しておりますので、併せてご参照願います。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管に係ります令和4年度第2四半期の事業執行状況についてを議題 といたします。

まず、総務課所管について説明を求めます。青山課長。

○総務課長(青山公紀) それでは、皆様方、改めましておはようございます。

総務課所管の第2四半期執行状況ということで、ご説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、高機能消防指令システム部分更新事業費でございます。これにつきましては、5月18日に京田辺市消防本部のほうで契約されまして、現在その指令装置とか位置情報の通知装置とか指令システムの統合ということで、そういったシステムの製作にかかられておりまして、令和5年2月に試験稼働、3月に仮運用、そして4月から本格運用するという予定で現在のところは事業が進められておるところでございます。

続きまして、2点目の女性消防団員確保事業費につきましては、これにつきましては、6月から第2四半期の秋頃をめどに、集中募集期間として、広報紙とかホームページ、各地区自治会の回覧といったところ、そういったところなどで、それと合わせて個別勧奨ということで、現在団員確保に取り組んでおるところでございます。現在2名の方から応募がありまして、引き続いて、いろんな各企業さんもありますので、工業団地管理組合の方などとかにもアプローチをかけていくというようなことで、一人でも多く入団していただけるような勧奨ということで、確保に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

続きまして、3番目、消防ポンプ自動車更新事業費につきまして、これにつきましては、5月23日に入札して仮契約を行いまして、6月議会に契約議案を上程させていただいて、6月16日に本契約ということで可決いただきまして、本契約に移行させてい

ただいたところでございます。ただいま令和5年3月納車に向けて、そういった予定で整備を進めているところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口 整) おはようございます。

1点だけ、女性消防団員確保事業でお聞きをしたいと思います。これ、私が6年前に議員に立候補したときの公約で、女性消防団の創設ということを言わせていただいて、今回ようやく実行していただいたと。先ほどの説明で、2名が今のところ応募があったと。これ、2人、3人では、団としての組織的な活動、特に女性消防団の場合は、予防事業なんかに特化した活動をされると思うんですけれども、そんな中で、最終何人ぐらいは確保したいということでお考えでしょうか。

- ○委員長(藤本英樹) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) ただいまのご質問ですけれども、そういった今、広報的な、予防活動的なところを担っていただこうということで募集をささせていただいておるところでありましたので、現在一応最低5名ぐらいは確保したいなと思っておるところでございます。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 今最低5名ぐらいは確保したいという答弁だったんですけれども、なかなかいきなり入ってくれと言っても簡単には入ってもらえないという事情は分からないことはないですけれども、いろんなところに働きかけていただいて、例えば女子の大学生だとか、そういう学生さんなんかにも入っていただく。そういうことによって、学校のほうのボランティアの部分での、なんかそういう成績にも一部影響するようなことも聞いていますので、その辺りにも働きかけていただいて、5名と言わず、6名、10名確保してほしいと思います。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて総務課所管の質疑を終了いたします。 次に、企画財政課所管について説明を求めます。村山企画財政課長。
- ○企画財政課長(村山和弘) 改めまして、おはようございます。 それでは、企画財政課所管の事業執行状況、令和4年度第2四半期につきまして、ご

説明を申し上げます。

まず、1件目、行政改革・行政評価推進事業費でございます。第7次の行政改革大綱の策定を行うに当たりまして、7月8日に、外部組織でございます行政改革懇談会を開催いたしまして、町長より諮問を行ったところでございます。現在、資料収集と現計画の課題抽出を行っているところでございます。8月中旬には、庁内の若手職員で組織しておりますワーキンググループ会議を開催、また9月下旬には、行政改革推進本部会議を予定しているところでございます。次期以降につきましても、ワーキンググループ会議、また行政改革推進本部会議、そして行政改革懇談会の開催を予定しているところでございます。

次に、2件目、ふるさと納税推進事業費でございます。ふるさとチョイス、さとふる、 楽天、ANAほか全部で11のポータルサイトにおきまして、特産品の周知、寄附金の 受付を行っているところでございます。

なお、6月末現在のふるさと納税寄附額は、1,905万3,000円となっているところでございます。ちなみに、昨年度同期比では92.6%と、7.4ポイント下回るという状況となってございます。

次に、3件目、役場庁舎跡地整備事業費でございます。旧庁舎の解体工事につきましては、5月末に完了いたしましたが、電柱移転及び河川協議の関係で、河川法面の復旧工事を現在実施しているところでございます。工事と並行いたしまして、測量・境界確定業務を実施しているところでございます。この測量業務につきましては、売却に向けての底地整備といたしまして、河川境界の確定や役場跡地の水路敷き、また二線引畦畔の登記手続等を行っていくものでございます。

次期以降の予定につきましては、底地整理を完了いたしますとともに、跡地売却方法 の検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、企画財政課所管の事業執行状況、令和4年度第2四半期につきましての説明と させていただきます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 役場庁舎跡地整備事業費でお聞きしたいと思います。既に建物はきれいに片づいて更地状態になっておりますけれども、まだあそこに、庭木だとか立派な石、あれが残っているんですけれども、恐らく昭和31年に町村合併で宇治田原町ができた、その後に町役場ができた、その当時の理事者なり先輩の議員たちの思いで、その

立派な植木、またあれ確か宇治川の石、名石と言われている石等が配置をされているんですけれども、これらについての活用はどう考えてはりますか。

- ○委員長 (藤本英樹) 村山課長。
- ○企画財政課長(村山和弘) 今おっしゃっていただきましたように、宇治川の石であったりということで、植木を剪定していただいてきた造園さんにとっても非常に思い入れのあるというふうにもお伺いをしております。そこで、今庭付きで売却というふうに考えておりますが、一部の松の木、そしてまた一番大きな石につきましては、この役場の新庁舎のちょうど喫煙所の裏辺り、上がってきたところに設置のほうを考えているというところでございます。その設置の移設ですが、松の移設時期というのを造園さんに相談しますと、3月から4月がいいということですので、今年度末にそのような移設作業を行いたいというふうに考えているところでございます。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 今の話ですと、松と宇治川の宇治石、これについてはこちらに持ってくると。残りは、もう庭付きで売却ということの話なんですけれども、確かに造園さんの思いもあるでしょうし、先人たちの思いがあるので、それ以外にでも持ってきたほうがいいなと思われる木なり石があれば、そこは、こちらのほうに移設をすると。場所等については、喫煙所の横がええのか、もっと正面がええのかというのはちょっと分かりませんけれども、やはり町民の人たちが集えるような場所にそれを持ってきてほしいということだけを申し上げておきます。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかに質疑のある方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて企画財政課所管の質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管について説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長(廣島照美) それでは、税住民課所管の第2四半期事業執行状況について、 説明させていただきます。

1つ目、転出・転入届ワンストップ化システム導入事業費でございます。こちら第 1四半期に、5月頃に委託契約予定ということで説明させていただいておりましたが、 8月に委託契約予定で進んでおります。こちらは、京都府の取りまとめによりまして、 現在契約書、仕様書(案)につきまして確認作業をされ、その後契約となる運びとなっ ております。 続きまして、2つ目、コンビニ交付導入事業費でございます。こちらも、先ほどと同様第1四半期に、5月頃に委託契約予定ということで説明させていただいておりましたが、8月中旬頃の委託契約予定となっております。こちらの遅れている理由といたしましては、J-LISの簡易版のコンビニ交付システムでございまして、こちらは新しく開発されたものでありまして、本庁で仕様書等を作成するに当たりまして、なかなかちょっと情報が出てこなかった経緯がございまして遅れておるところでございますが、過日全て情報をいただけ、今後しっかりとスケジュール管理に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。説明につきましては以上です。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて税住民課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第2四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の宇治田原町職員コンプライアンス条例(案)の概要について、説明を求めます。西尾総務課課長補佐。

- ○総務課課長補佐(西尾岳士) それでは、総務課所管の宇治田原町職員コンプライアンス条例(案)の概要について、ご説明させていただきます。
 - 1、趣旨といたしまして、昨年9月30日に策定した「宇治田原町入札不正再発防止策」において、「2、職員の法令遵守と職員倫理の向上」、「①職員の法令遵守と職務の倫理保持の明文化」の中で、「職員の法令遵守と職務の倫理保持に関する宣言または条例の制定」に取り組むこととしており、実施時期につきましては、令和4年度としているところでございます。

このような中、「職員のコンプライアンスに関する条例を新たに制定する方法」と、「条例は制定せず、コンプライアンスに関する宣言を行う方法」の2つの方法について精査したところ、今回の重大事件を受けて、本町として二度と職員による不正行為を起こさないとの決意を示す意味でも大変重要な取組であることから、議決事項(条例制定)とさせていただくことが適当と考え、「職員のコンプライアンスに関する条例を新たに制定するとともに、職員等が条例と合わせてさらに身近に感じることができる宣言を別

に行うこと」としたいと考えております。

続きまして、2、条例の内容といたしましては、大きく次の4項目を考えております。

- (1)目的として、職員が不正行為事案を起こさないため、職務の遂行に係る法令遵守 及び倫理意識向上を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で住民に信頼 される町政を確立することを条例の目的としております。
- (2) コンプライアンス宣言として、①町長は、コンプライアンス宣言の理念、指針となるコンプライアンス宣言を定め、職員に周知すること。②町長は、宣言内容の推進が図られるように効果的な職員研修を実施するとともに、庁内体制の整備、その他必要な措置を講じなければならないこと。③職員は、毎年度、宣誓を遵守するため宣誓書に署名することとしております。

なお、町長が行うコンプライアンス宣言の内容につきましては、別紙、宇治田原町職 員コンプライアンス宣言(案)を考えております。

(3)職員の責務として、①法令の遵守、守秘義務の徹底、信用失墜行為の禁止。② 疑惑や不信を招く行為の禁止。③不当要求への対応。④不正行為事案またはそのおそれ のある事案への適切な対応としており、これらの内容につきましては、先ほどご覧いた だきましたコンプライアンス宣言の中でも、住民をはじめとする皆様方へのお誓いとい う形で宣言したいと考えております。

続きまして、(4)違反行為があった場合の措置として、違反行為があった場合の適切な措置を行うことを考えております。

3、今後の予定につきましては、9月議会に宇治田原町職員コンプライアンス条例 (案)を上程させていただき、その後10月1日に町長よりコンプライアンス宣言を行うことを考えております。

なお、参考までに、宇治田原町入札不正再発防止策の抜粋を記載させていただいております。

以上が、宇治田原町職員コンプライアンス条例(案)の概要についての説明となります。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。原田委員。
- ○委員(原田周一) 一年経って、条例制定、それから宣言ということで、宣言案という のが今回出てきたわけですけれども、この案を読ませていただきますと、ちょっと最後 なんですけれども、6番目に、不正行為事案またはそのおそれのある事案を認めた場合

に、直ちに対応しますと。私たちは、不正行為事案またはそのおそれのある事案を認めた場合には、各種行動指針等に基づき直ちに対応しますということが明記されているわけですけれども、多分後日出てくる条例のほうにはいろいろ細かく書かれているとは思うんですけれども、この各種行動指針というのは具体的にどういったものかということをご説明願えたらと思うんですけれども。

- ○委員長(藤本英樹) 西尾補佐。
- ○総務課課長補佐(西尾岳士) 先般特別委員会のほうに出させていただいております例 えば建設工事の発注に関する宇治田原町発注担当者行動指針であるとか、職員が公益通 報制度たるものであるとか、談合マニュアル、そこら辺の各種指針ということで、もう 既に委員会のほうで説明させていただいている指針のことです。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) 今までその都度、今説明があったように話というか説明としてはあったんですけれども、じゃあ、具体的に、この宣言の中に、それ以上の行動指針というのを検討あるいは考えているということはないという理解でいいわけですか。
- ○委員長 (藤本英樹) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) ただいまありました各行動指針ということで別途行動指針とい うことで定めさせていただいておりますので、そちらのほうで詳細はいろいろやってい きたいと思っておりますので、こちらの宣言案については、この条項でいきたいと思っ ております。
- ○委員長 (藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) ここに書かれていることはこれでいいと思うんですよ。だから、具体的に、その裏付けとなる行動指針は具体的にどんなんですかということで問い合わせたら、先ほど言われたような回答やったので、じゃあ、それ以上のものは考えておられないんですかということですわ。
- ○委員長(藤本英樹) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) 私どものこれまでのいろいろな取組の中で、先ほど西尾課長補佐が申し上げましたように、以前の特別委員会の中で、行動指針ですとかそういったもろもろの手続上また対応上の方策を講じております。したがいまして、今回新たに、また新たな何か行動指針等を作るというよりも、そういう方向性につきましては、もう既に一定私どもとしては定められたのかなと。そういう背景を受けて、今度9月議会では、そういうもろもろの手続にしっかりのっとって進めていく、それを住民の皆様方に

お誓いするという意味での条例を提案させていただきたいというように考えておりまして、新たな手続というのは、もう既にこれまでの取組の中で一定作成できておるという ことでご理解いただければと思います。以上です。

- ○委員長 (藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) そのことはよく理解はできます。しかしながら、やはりこういう不正防止とかなんとかいう、特にコンプライアンスということになれば、行動指針そのものが非常に大事というんですか、重要なことであるので、今理事のほうから、従来のことで事足りるというようなニュアンスのご回答だったと思うんですけれども。私はやっぱりもう少し新たに云々というのか、その辺をもう一度検証されて、それで十分やということであればそれでいいと思うんですけれども、もう少し検討する余地はあるんじゃないかという気はするんですけれども、そんなことは、もうお考えじゃないということですね。
- ○委員長(藤本英樹) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまのご質問でございますけれども、今回こうした、これをしっかりと条例のほうにお願いをして、その上で、今後こういうことのないようにそれぞれ職員が誓うのやと、これを重視している中で、今おっしゃったような行動指針、これも非常に大事。それを日頃から我々がしっかり頭の中に入れていくということが、多分そういう点をチェックいただいたと思いますけれども、それをしっかりとやっていく、これが基本でございますので、今までからそういった方向性を示させていただいている。それを変えると言っても、もうほとんど全部そこに網羅できておりますので、それを我々職員が、行動指針についてどのような内容でどういうふうに書かれているか、これをいま一度しっかり頭の中に叩き込んでおくということが非常に大事やと。それが、今までから、あたかももうそんなことがあったのかというような顔じゃないというところをしっかり示していていけたらいいなと。そのために、9月議会に今回お願いするに当たって、いきなりということより、今日まで大事なことでございますので、この閉会中の常任委員会の中で、皆さん方に一定のご理解をいただいて、9月議会にご提案申し上げて、その中でご可決を賜りたいというふうに思っております。

そういう中では、9月30日というのが一つの町政の節目の日ではあるんですけれど も、昨年も9月30日についてこの件についてはご議論いただいたという経緯がありま すけれども、ちょうど下半期の切りのいいところで宣言をして、当然今もそうでござい ますけれども、二度とこういうことを起こさないということもしっかりと視野に入れて 取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上 げたいと思います。以上でございます。

- ○委員長 (藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) よく分かりました。ただ、私がお願いしたいのは、特には、今回のこの再発防止という中で、この一年間、我々議会のほうでも委員会をつくってやってきたわけですけれども、その中で、そういうコンプライアンスの教育を受けたことがないとか、研修をしていないとか、いろんな意見があったわけです。ですので、やはり職員のそういう研修あるいは新人教育、やはり一番分かりやすいのは、コンプライアンス宣言でどうのこうの、こういうことをやっていますよと言うんじゃなくて、具体的な行動指針、これが一番職員さんにも理解できるというんですか。だから、私はそういった意味で事足りるんかということを先ほどからお話ししていたわけですけれども、そういった意味で、十分そこらも包含して今後やっていくという今の副町長のお話ですので、ぜひその辺りは徹底して職員教育ということも含めてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
- ○委員長(藤本英樹) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいま非常に大事な部分についてのご指摘をいただき非常に有り難く思っておりますけれども、この問題については、今もそうなんですけれども、やはりそうした行動指針、日頃からコンプライアンスというのは、非常にこういう法令遵守というのは当然のことでございますので、そういう点についても、しっかりと職員研修の中で引き続き身につける、当然いろんなことがあっても見逃さない、また横から見る、そういったことについてもお互いに注意しながら、そして、住民の皆様にやっぱり信頼を持って安心して暮らしていただけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。また、この点については、議会のほうでも特別委員会を設けていただいて、いろいろ職員の思いなどもお聞きいただいたということで非常に感謝しているわけでございますけれども、そういった点も、我々の見えなかった点も見えてまいりましたので、その辺も踏まえて対応していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
- ○委員長(藤本英樹) ほかに質疑のある方はございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 今回コンプライアンス宣言に加えてコンプライアンス条例、この二本立てで対応されるということについては、やはりこれ町政史上、不名誉な事件が起こ

ったことを受けた町当局のかなりきつい姿勢でこれ臨まれるというふうに思われますので、このことについては非常にいいかなと思うんです。大半の市町村では、条例の制定もしくはコンプライアンス宣言と、1つだけで終わっているという状況の中で、今申しましたような強い姿勢の現れだと思います。

その中で1点気になったのが、職員の責務、これはありますけれども、住民等の責務、これがうたわれていないんです。次、条例を制定されるときに、その辺りはどのようになっているのか確認をしたいと思います。といいますのは、問題を職員が起こそうとすれば、誰かの働きかけがあって大概問題を起こすわけですよね。だから、住民なり業者の方々の責務、これもコンプライアンス条例にうたうべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- ○委員長 (藤本英樹) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) ただいまご指摘のご意見でございますけれども、私どもも 今回の条例案をお示しするに当たりまして、内部的にいろいろ協議を進めてきたところ でございます。特に今回の条例案というのは、職員コンプライアンス条例案というよう にさせていただいておるところでございますが、私ども、参考に他の自治体等のそうい う例規等も参考にさせていただいたわけでございますが、中には、住民さん、住民等の 責務ですとか事業者等の責務。具体的には、住民さんの責務として、住民さんもその自 治体を構成する一員として、公平かつ公正な職務の遂行について理解と協力に努めなけ ればならないとか、何人も不当要求行為をしてはならないとか、事業者さんの責務とい たしましても、不正行為及び働きかけ行為により要求の実現を図るような行為はしては ならないというようなことも入れられておられる他の自治体さんもございます。

翻って、私ども宇治田原町に対して今回どうしようかというのを内部協議してまいりました。もちろん入れることも考えたんですが、今回の事件の特殊性を十分考えたときに、どちらかといえば、全く外部の方が何もなかったかということは別といたしまして、どちらかといえば職員が今回罪に問われております。職員の責務が非常に重かったということからして、職員に対する徹底、また住民さんへのPRということで、職員コンプライアンス条例というように案をお示しさせていただいたところでございますが、内部的にもそういう議論がありました。したがいまして、この9月議会の上程を今予定いたしておりますが、このような場で、議員皆様方のご意見も広く頂戴する中で、また9月議会の条例案につなげていきたいと思いますので、ただいま承りましたようなご意見、さらに皆様方のご意見を承れればと考えておるところが本音といいますか、そのような

状態であるということでございます。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) ただいまの理事の説明では、これは職員に特化した条例であり、なおかつ、宣言は、これは職員の宣言なんでいいんですけれども、今回の条例案を考えているのは、職員のコンプライアンス条例だということなんですけれども、せっかくコンプライアンス条例を策定しようとしているので、たまたま今回の事案は確かに職員が働きかけてという構図でしたけれども、今後こういうような形の不祥事以外の不祥事が起こる可能性もありますよね。だから、そこは、他の市町でもやっているような住民等の責務、これも入れておくべきだと私は思いますけれども、その辺のことはいかがでしょうか。
- ○委員長(藤本英樹) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまの谷口委員のほうからありましたように、本当に本来、こういった条例を提案したり、こういうことをするのは非常に残念なお話なんですけれども、起こってしまったということで、非常にこれは反省と、住民の皆さんに大変申し訳ないというふうな感じで、今後こういうことのないように気を引き締めて引き続きやっていきたいという思いで今回案についてのお示しをさせていただいたところでございますけれども、確かにそういった、今おっしゃったような住民の皆さんへの責務ということも大事じゃないかということで承りまして、本当に貴重なご意見をいただいたというふうに思っておりますので、そういった点も整理しながら、9月議会に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) その件は了解をいたしました。

次に、違反行為があった場合の措置ということであるんですけれども、先ほど来、原田委員のほうから行動指針等の話が出ておりましたが、違反をした職員がおれば、地方公務員法の第29条で、戒告から始まって懲戒免職まで処分があるわけですね。ついては、この処分を決めるのに、町のほうの懲戒等の指針、これがあると思うんですよ。今回こういう形で職員に対してもコンプライアンスの徹底、また宣言までさせてやる以上は、問題を起こしたときの懲戒指針の見直し、今まで例えば停職であった事案も例えば免職にするとか、ワンランク上げるような、そういう指針の運用はどのように考えておられますか。

- ○委員長(藤本英樹) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) 私どものほうでは、懲戒処分の指針ということで、基本的には国の人事院が出しているその指針を基本的に踏襲する形で定めております。その中で、例えば入札談合等に関与する行為が行われた場合には、免職もしくは停職という、そういう標準例というのを定めております。その中で、例えば実際に何か今後また起きたときには、これをもっと強いところに、重いところに特化していくべきではないかというようなご意見かと思いますが、現状基準で示すというところまでには至っていないところでございまして、と申しますのも、今後確かに考え方といたしましては、一度こういうことをした宇治田原町でございますので、もし今後このようなことがあれば、免職、停職の中でも非常に強い、重い処分をしていくということは必然かと考えております。ただ、その適用に当たりましては、事案の内容、また関わりました職員の職責、また住民の皆さんや職員に与える影響、そういうものを総合的に考えまして、的確に重きをおいて適用していきたいという思いでございます。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 職員さんを重く罰せよということについては、非常に心苦しいことを申し上げておりますけれども、やはり問題を起こしたら、わざわざこういう形の宣言もする以上、起こさないためにも、一罰百戒じゃないですが、やはりそこは懲戒指針の運用を、厳しめの運用をするということは当たり前かなというふうに思いますので、この場で答えにくいということもあるようなので、その辺は、私の意図しているところもお酌みをいただきたいというふうに思います。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて総務課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管の入札監視等委員会の開催概要について説明を求めます。村山 課長。

○企画財政課長(村山和弘) それでは、入札監視等委員会の開催概要につきまして、ご報告を申し上げます。

令和4年5月25日水曜日、午後2時から午後4時15分まで、2時間を超える会議となってしまいましたが、役場庁舎1階の101、102会議室において開催をいたしました。出席委員につきましては、安保委員長、また横田、渡邉両委員でございます。

議事概要でございますが、開会後、西谷町長の挨拶、そして安保委員長の挨拶等をへまして、議事の(1)入札及び契約手続の運用状況等について、(2)抽出案件に関する入札経緯等について、(3)指名停止の運用状況等について審議いただいたところでございます。

審議対象期間につきましては、入札監視等委員会を立ち上げました令和3年11月から令和4年3月31日まで約半年間が対象となりまして、対象件数40件、その中から各委員より抽出をいただきました10件が抽出案件となり、この抽出案件10件に関する入札経緯等が審議の中心となったところでございます。

委員会の主な意見の内容につきましては概要の記載のとおりでございますが、委員会において議事に対する特段の意見等はなく、電子入札の導入やこれまでいろいろな対応策を講じられ、不正行為につなげてはならないという職員の意識があり、大変評価できるとのご意見をいただいたところでございます。

なお、同系列業者と判断できる場合の入札参加について、また随意契約理由、地方自 治法施行令第167条の2第6号(競争入札不利)の適用範囲については、今後検討、 検証されたいとのご意見をいただいたところでございます。

表の欄外に書かせていただいておりますが、入札監視等委員会の議事概要、当日の資料等につきましては、町ホームページ「入札・契約」→「入札契約制度」→「入札監視等委員会」に掲載しているところでございます。

以上、入札監視等委員会の開催概要につきましての報告とさせていただきます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて企画財政課所管事項報告の質疑を終 了いたします。

次に、税住民課所管の町民税(個人)の賦課状況の推移について説明を求めます。廣 島課長。

○税住民課長(廣島照美) それでは、個人町民税課税状況の推移について、ご説明させていただきます。

6月の当委員会で町民税の課税状況について報告をさせていただきましたが、今回の 資料につきましては、地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づく令和4年 度市町村課税状況等の調べの調査の統計資料によりまして、所得状況等の分析を行った ものでございます。

1つ目、納税義務者数の推移でございますが、令和4年度の均等割納税義務者数は 4,710人で、前年対比37人、0.8%の減。所得割納税義務者数につきましては 4,155人で、前年対比36人、0.9%の減となっております。うち、給与特徴者 数は2,845人で、前年対比106人、3.6%の減となっており、また給与特徴者 数を均等割納税義務者数で除した特別徴収の割合につきましては、60.4%となって おります。

次に、2つ目の総所得金額等の推移でございますが、複数の所得区分を有する場合は最も大きい所得の区分で計上をさせていただいております。本年度につきましては、営業所得で前年対比6,389万4,000円、8.9%減少したものの、給与所得で前年対比1,156万7,000円、0.1%、農業所得で前年対比9,957万円、174.7%、その他所得で前年対比2,290万円、1.8%、分離所得で前年対比1億3,984万2,000円、61.9%それぞれ増加したことから、全体として、前年対比2億998万5,000円、1.7%、所得割額ベースで1,318万1,000円、3.1%増加したところでございます。

なお、農業所得の増加につきましては、茶価は低迷したものの、共済保険であったり 給付金の収入増、分離所得の増加につきましては、株等の投資の増によるものと分析を しているところでございます。説明につきましては以上です。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和4年度町税徴収実績(第1四半期)について説明を求めます。廣島課長。

○税住民課長(廣島照美) それでは、令和4年度徴収実績(第1四半期令和4年6月 30日現在)につきまして、説明をさせていただきます。

まず、町民税でございますが、現年分で前年同期比3.6%増の30.75%、滞繰分で前年同期比1.8%増の7.74%となっております。

次に、固定資産税でございますが、現年分で前年同期比 0.8%減の 39.95%、 滞繰分で前年同期比 4.9% 増の 16.71% となっております。

次に、軽自動車税でございますが、現年分で前年同期比0.2%減の94.20%、 滞繰分で前年同期比1.4%減の4.87%となっております。 町たばこ税でございますが、現年分で前年同期比同率の100%となっております。 町税全体では、現年分で前年同期比0.8%増の38.61%、滞繰分で前年同期比2.3%増の11.15%、現年分、滞繰分の計では、前年同期比0.9%増の38.25%となっているところでございます。

徴収につきましては、引き続き京都地方税機構と連携しまして徴収率の向上に努めて まいりたいと考えているところでございます。説明につきましては以上です。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和4年度人口動態集計(第1四半期)について説明を求めます。廣島課長。

○税住民課長(廣島照美) それでは、横長の資料になります。令和4年度第1四半期人 口動態集計表をご覧ください。

1つ目、人口動態でございますが、第1四半期、4月から6月の人口につきましては、上の表、右端の合計のほうをご覧ください。18人の増となっております。自然動態におきましては、出生が12人に対しまして死亡者数が28人となっておりまして、16人の減となっております。社会動態におきましては、転入が123人に対しまして転出が89人であったことから、34人の増となっており、今期の人口は、18人の増となっております。

次に、2ページをご覧ください。

2ページは、転入者の世代別集計表になります。こちらの表を見ますと、20代、30代の割合が多く、全体の約8割をこの世代が占めておりまして、若年層の転入が多い傾向が見られます。

3ページをご覧ください。

転出者の世代別集計表を見ますと、こちらも20歳代、30歳代を中心とした若年層の転出が多い傾向が見られまして、こちら20歳代、30歳代で、全体の71%を占めている状況でございます。

1ページにお戻りいただきまして、下のほうの真ん中の表なんですけれども、一部転 出者在住年数をご覧ください。

転出で20年以上居住したものの割合が64%に上りまして、就職や進学を機に転出する傾向が見て取れるところでございます。

次に、縦長の資料で、行政区別人口資料をご覧ください。

こちら、基準日が令和4年7月1日のものになります。上の表の上段、総合計のところをご覧ください。全人口につきましては、前年同期の9,052人から144人減少しまして、8,908人となっております。0歳から14歳、年少人口につきましては、前年同期986人から9人減少しまして977人となっております。15歳から64歳、生産年齢人口につきましては、前年同期5,255人から134人減少しまして5,121人となっております。また、65歳以上人口、高齢化率に示される人口の部分になりますが、前年同期2,811人から1人減少しまして2,810人となっているところでございます。

今回の人口動態につきまして、人口につきましては、18人増となっている主な要因でございますけれども、外国人の方の転入が増えておりまして、そういったところで人口のほうが増に転じているような状況があるところでございます。説明につきましては以上です。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて税住民課所管事項報告の質疑を終了 いたします。

以上で、日程第2、各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和4年度第2四半期の事業執行状況報告並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員(谷口 整) ちょっと住民の方から気になる問合せがあったので、確認だけして おきたいと思います。

昨年7月頃に、須河車体がこちらに移転をしてきました。その須河車体の従業員食堂の受託をしておる都給食という会社があるんですけれども、そこの去年の7月31日付のホームページ、今も載っていますけれども、そこに、この食堂、将来的には近隣にある宇治田原町役場の方もご利用いただけるようになりますと、こういうことが書かれているんです。これ、受託をしている都給食が勝手に載せるわけではないと思いますので、須河車体と町との間でこのような話があったのかどうか、まずそこを確認したいと思います。

- ○委員長 (藤本英樹) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) ただいまの須河車体様の食堂の利用については、最初は、当初 こちらに建設工事されるときに、その際に、うちの食堂も使ってもらったらいいという ようなお話がありました。そういった経過から、うちのほうも、ええとも悪いとも返事 はさせていただいてはいなかったんですけれども、気持ち的にはあればいいのかなと思っておりましたけれども、現実それから建設されて、操業されてから、新型コロナウイルスの感染症ということで、そちらのほうは、今現実実現していないということの経過でございます。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 須河車体は結構、地域に貢献されていますので、今の町役場、周りに何もそういう店もない中で、うちの食堂を使ったらいいという非常に有り難い申出だと思います。ところが、私に問合せをしてきた住民の方は、これ、去年の7月といいますと、去年の10月からくつわ池の指定管理、これのプロポーザルの募集の直前ですよね。そこにこういう形で載せてあるということは、ものの見方によっては、町のほうが須河車体ありきで、また須河車体にそういう意味では忖度をしたんと違うかという見方をされているんです。これは、非常に私は誤解を招いているというふうに思うんですけれども、その辺りについて、町のほう、反論されるんでしたら、公の場ですので、そこは間違いないと、そうじゃないということをはっきりとこの場で言っていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長 (藤本英樹) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまの、今おっしゃった内容についてでございますけれども、 先ほど総務課長のほうから、建設の段階にそういったお声はいただいたということは事 実でございます。それが今現実にそのとおり行っているかといったら全く行っていない 状況でございますけれども、今議長のほうからありましたように、昨年の7月に来られ てから以降、今回くつわ池の指定管理に当たってのプロポーザル、これについての、私、 両方の責任者でございますので、私のほうからはっきり申し上げたいと思いますけれど も、11月24日にプロポーザルによります審査を行いまして、一番須河車体さんが優 れているというような報告を12月議会でも報告させていただいたとおりでございまし て、全く須河車体さんを付度したわけではないと、これだけははっきり申し上げたいと いうふうに思っております。

ただ、やはりこの役場に来てから、この周りにそういった食べるところがないという

ことで、もしよかったらというような意味も含まれていると思います。ただ、こういう時節柄、我々職員だけが特別にというわけにもいかへんので、こういうところですので、役場に来られた方も将来的に利用させてもらえれば有り難いと思いますけれども、ただ須河車体さんにとってみれば、逆にそういった危機管理なり、またいろんな企業さんの中にいろんな方がどんどん入っていくということも、やはりセキュリティーの問題もあろうかと思いますけれども、その話はその時点では聞いておりましたけれども、それ以外には一切今のところ何の接触もないし、また須河車体さんを選んだ段階においての付度は全くないということは私のほうからはっきり申し上げておきたいというふうに思っております。

ただ、今後こういう場所ですので、そういうところが利用できるようであれば、皆さんも同じようにさせてもらえたらいいかとは思っておりますけれども、なかなかそこまでは今のところ行かないのではないかというふうに思っておりますので、今申し上げたことをしっかり責任を持ってお伝えだけさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

- ○委員長 (藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 私も先ほど言いましたように、業者を決めるときに、町のほうが付度したということは全く思っておりませんが、見方によれば、先ほど言いましたようにこういうのがホームページに上がっていると、またそのタイミングで上がっていると、そういうふうに見られる住民の方もあるということですので、言われた方には、私のほうからも、それはないということはきっちり申し上げておきますし、今副町長からその答えを聞いたので、それは安心をしました。

非常に須河車体さんも地域貢献をいろいろされていますし、そこらは本当にご好意でそのことを思っていただいているんでしょうけれども、ちょっとこういう形で、なおかつ職員だけが利用できるということになれば、なおまた誤解を生みかねませんので、今後町のほうが須河車体さんと具体的な利用の話をされるときに、住民というか来庁者にも開放してほしいということぐらいは付け加えられたらいいのかなと思います。ただ、セキュリティーの問題等があって、その辺はちょっとよく分かりませんけれども、そんな方向で詰めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

- ○委員長(藤本英樹) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) 今おっしゃっていただきましたように、我々も、住民の皆さんがいろんなところで閲覧されたときに、役場がというのが出てくると、やっぱりどうなの

かという心配もあろうかと、そういう点での内容だと思いますけれども、そういうことにも今後気をつけていかなければならないというふうに思っております。ただ、今後またそういった内容で協議の場が持てるかどうかにいたしましても、今おっしゃったようなことを踏まえて対応していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

- ○委員(谷口 整) 結構です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございませんか。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時08分

○委員長(藤本英樹) 休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

日程第3、各課所管に係ります令和4年度第2四半期の事業執行状況についてを議題 といたします。

まず、建設環境課所管について説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長(谷出 智) 失礼いたします。それでは、建設環境課所管分事業執行状況のほうをご説明させていただきます。

事業のほう、3つございます。

1つ目、宇治田原山手線関連事業費(工業団地線)でございます。こちらは、設計業 務委託、8月下旬をめどに準備を進めているというところでございます。

2つ目、町道新設改良事業費でございます。こちらも5月に箇所決定後、随時発注を 進めているというところでございます。

最後、3つ目でございます、道路施設長寿命化修繕事業費でございます。こちらのほうは、京都府への橋梁点検のほう、一括発注のほうは既にしておりまして、2月の完了 予定で進めていただいているところでございます。

舗装工事及び橋梁工事につきましては、第3四半期発注予定としているところでございます。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて建設環境課所管の質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管について説明を求めます。垣内建設担当理事。

○建設事業担当理事(垣内清文) そうしましたら、まちづくり推進課におけます第2四半期分の執行状況について、ご説明申し上げます。

まず、1番目、「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費でございます。こちらにつきましては、「旅色FO-CAL」なり「うじたわらいく」の関係のプロモーションしておるものを、高速道路のサービスエリア6カ所で、そうした動画のいわゆるデジタルサイネージの放映とか、それから冊子の配架を今お願いしておりますので、その辺りで広報していきたいと思っております。

それから「ハートのまち」商品開発補助金、こちらのほう8月号の町広報紙のほうで記事を掲載していき、周知をしていきたいと考えております。沖縄県南城市との交流事業でございますが、南城市では8月11日がハートの日と、ちょっと本来であれば8月10日なんですけれども、祭日の関係もあって1日ずれておるかと思われますが、8月11日にイベントを開催されるということをお伺いしましたので、パンフレット等の配架をお願いする予定でございます。

それから、2番目、JR奈良線高速化・複線化事業費補助金でございます。これにつきましては、来年3月頃に開業の記念式典を予定しておられますので、また皆さんにもご参加をお願いしたいと思っております。

次に、3番目、公共交通利用推進事業費、それから4番目、5番目の町営バス運行事業費、デマンド型乗合タクシー運行事業費の関係を合わせてご説明申し上げます。ご存じのように、10月に新しい地域公共交通を運行開始いたします。これによりまして、町営バス、それからデマンド型も、全町で、は一とバスと、それからは一とタクシーという名前に変えまして実施を考えております。また、この利用促進の中では、夏休みの前に、小・中学生向けに、まずこの10月まで夏休みの間がまだ無料のバスが運行しておりますので、そうしたご利用を促すためのチラシをお願いしております。後ほど所管事項報告の中でも報告させていただきたいと思います。

それから、デコレーションバスなりモビリティ・マネジメントなりをまた今後も続け

ていきたいと考えております。特に10月の新しい公共交通にさま変わりすることを踏まえまして、町広報紙8月号、それから9月号でも記事の掲載をすること、それからバスのお披露目会とか、は一とタクシーの乗り方の予約の体験会とかいうのも9月には実施したいというふうに考えております。

次のページをめくってください。

6番目、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金でございます。こちらのほうも、山 手線のほうの次の事業のほうの箇所が決定されたところでございますが、やはり前線開 通に向けましての住民会議さんのほうの動きとしても、要望なり啓発活動もまだ継続し ていきたいというふうに考えておられるということです。

7番目、宇治田原山手線整備事業費でございます。こちら、山手北分と新市街地分と して、ネクスコ西日本高速道路と、それから京都府への委託の工事でございます。

8番目、空家等総合対策事業費でございます。今月26日に、空家等対策協議会、この第1回会議を開催します。今年度はこの計画改定の時期になっておりますので、この 実施に向けて進めていきたいというふうに考えております。

それから9番目、新市街地都市公園整備事業費でございます。造成工事につきまして、 一部随時発注をしてまいります。それから、9月以降ぐらいで植栽工事の発注をしてい きたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにてまちづくり推進課所管の質疑を終了 いたします。

次に、産業観光課所管について説明を求めます。田村産業観光課長。

○産業観光課長(田村 徹) それでは、産業観光課所管の第2四半期の事業執行状況に ついて、ご説明いたします。

資料のほう、4ページをご覧ください。

まず、1つ目、高収益作物次期作支援事業費でございます。新型コロナの影響を受けた茶や野菜等の高収益作物につきまして、次期作に向け前向きに取り組む生産者を支援するものでございまして、こちらにつきましては、今月に交付要綱を制定いたしまして、今後JAさんに協力を願う中で各部会を通じて周知いたしますとともに、また8月号の町広報紙のほうにも記事を掲載いたしまして、生産者への周知を行っていく予定にして

おります。

次に、2番目、林道整備等事業費でございます。林道御林山線で法面改良等を行うものでございまして、現在測量設計業務を実施しているところでございます。

3番目、森林経営管理事業費でございます。経営や管理が行われていない森林の所有者さんに対しまして、今年度から意向調査や現地調査等を行うものでございますが、 8月発注に向けまして、現在準備を行っているところでございます。

続きまして、4番目、有害鳥獣対策事業費でございます。綴喜郡猟友会宇治田原支部に委託を行い、有害駆除に取り組んでいただいておりますとともに、野猿等の追い払いにつきましては、追い払い隊4名とモンキードッグ連携の上、追い払いを実施しているところでございます。

5番目、まちを元気にするプレミアム商品券発行事業費補助金でございます。一昨日の17日日曜日に、周知チラシを新聞折り込みとポスティングで行ったところでございまして、予約の受付を開始いたしました。8月7日から商品券の販売を予定しているところでございます。

6番目、宇治田原コロナ対策事業者支援補助金でございます。こちら、新型コロナウイルスによる影響を受けて減収となりました町内中小企業者や小規模起業者への支援として、事業継続に取り組む取組経費の一部を補助するものでございますが、随時申請の相談受付を行っているところでございます。

すみません、ページをめくってください。5ページをよろしくお願いいたします。

次に、7番目、お茶の京都観光まちづくり推進事業費でございます。こちらにつきましては、お茶の京都DMOや京都府観光連盟とも連携いたしまして、イベントや催事等を通じて様々な観光情報を発信しておりますとともに、地域資源を活用したにぎわいづくりやおもてなし力の向上に取り組む地域団体、そちらの経費に対して支援を行うおもてなし推進補助金につきましては、随時申請の相談等を行っているところでございます。

最後に、8番目、ため池管理事業費でございます。今年度、立川の外ヶ谷池、禅定寺の勝谷池のハザードマップを作成するものでございますが、6月下旬には、委託業務を発注し、現在作成に向け業務を行っているところでございます。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて産業観光課所管の質疑を終了いたし

ます。

次に、上下水道課所管について説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長(下岡浩喜) それでは、第2四半期におけます事業ですが、水道事業でありますけれども、湯屋谷配水管更新事業費でございまして、8月下旬に配水管の更新工事で湯屋谷中谷地区の石綿管を更新する工事を発注する予定としております。設計としましては、残る湯屋谷地区、塩谷地区になりますが今後の更新工事の設計を行う予定としております。引っ越し予算の2,000万円につきましては、これも中谷地区での更新工事となりますが、6月に竣工しております。

2つ目ですが、公共下水道(管渠)整備事業費になります。まず、現年のほうが工業団地の5番目の地区としまして、詳細設計を9月中旬に発注する予定をしております。 11月には、工業団地におきまして、マンホールポンプの設置工事を発注します。繰越し予算のほうになりますが、こちらにつきましては、8月下旬に工業団地での面整備工事を発注する予定としております。10月には禅定寺地区内での面整備工事、それに伴いますマンホールポンプの設置工事を11月に、12月には舗装本復旧工事を予定としております。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて上下水道課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第2四半期の事業執行状況についてを終了 いたします。

次に、日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まちづくり推進課所管の第2回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について、説明を求めます。岡﨑まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) ご説明申し上げます。

前回6月議会定例会のほうでは、6月9日の常任委員会のほうで、5月に開催しました住民説明会の速報の報告をさせていただきましたが、その翌日6月10日に開催いたしました地域公共交通活性化協議会の開催結果について、ご報告申し上げます。

出席委員につきましては、全員が、代理を含めてご出席いただきました。

議題は、会議結果と合わせてご覧ください。

4番の会議結果のほうをご覧ください。

まず、1番目、こちらのほうが新しい地域公共交通に関する議題でございます。先ほど四半期報告でもございましたけれども、町営バス、予約型乗合タクシーの再編案を協議会として承認いたしました。国土交通省の近畿運輸局への登録(許可)申請に必要となる運賃あるいは路線といったところの協議を調えていただいたところです。後ほど、別添写し資料のほうで概要を報告申し上げます。また、3月議会定例会で榎木議員のほうからご質問があり、先月の6月の委員会でもご報告させていただきましたけれども、高齢者免許返納者に対する定期券の交付等、ちょっとすみません、利用書と書いてございますが、誤字でございます。利用者の負担軽減と利用促進に資する内容というのは、この開始に合わせて開始する方向で別途検討するということとしております。

それから、2番目、これも今年度地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通計画」をこの協議会が主催となり策定いたします。この基本的な考え方について、方向性やスケジュールを承認いただきました。こちらも裏面のほうに概要がございますが、後ほど説明させていただきます。

3番目、こちらにつきましては、これも協議会が主体となりまして、新しい地域公共 交通、10月以降これから開始していく有償運行につきまして、収入額と支出額の赤字 補塡に対する国庫補助になります「地域内フィーダー系統確保維持事業」に関する認定 内容、こちらを協議会として承認いただきました。

4番目その他、協議会会計への町補助金の申請でありましたり協議会が主体となる契約内容について、協議、承認をいただいたところでございます。

めくっていただきまして、別紙のほうになります。

議題1つ目の協議が調っていることの証明書でございます。写しというふうに真ん中に書いてございます、6月10日付の文書をご覧ください。

こちらのほうで、国土交通省のほうに登録申請をするための一つのこれが添付書類になるわけでございますけれども、6月10日付で協議会として協議を調えていただきました。1番、2番、それから4番は、左側の枠が旧町営バス、うじたわLIKE♡バスに関する記述です。それから、右側のほうが、既に奥山田区、湯屋谷区のほうで実証運行を開始しております予約型乗合タクシー、うじたわLIKE♡タクシーの10月以降の拡大、本格運行についての部分でございます。

3番の協議が調っている運賃額適用につきましては、先月の住民説明会でご報告させていただいたものと同様でございます。住民の方々へのご説明内容とも同様でございま

して、普通運賃、それから定期券、定期券につきましては、購入者とその家族が利用可能。地域応援定期券という名称で、ご家族であれば使っていただくことができる。ただし、1名の定期券で1名のみの乗車が可能という定期券のほう、それから、往復以上乗られる方については、車内で購入をしていただける一日乗車券といったものの設定について、協議を調えていただいたところです。

それから、4番の運行時間と巡行時間回数でございますけれども、左側、町営バスのほう、若干朝と夕刻のほうが右側の♥タクシーよりも広くなっておりますが、これは、町営バスと同じ車両でスクールバスを運行することに伴うものでございまして、本来の町営バスの部分につきましては、右側の8時台から午後5時台というところで相違はございません。

めくっていただきますと、今回実証運行時は、山城ヤサカ交通さんがタクシー会社として今運行していただいておりますが、去る6月に行いました入札の結果、本格運行以降は、宇治第一交通株式会社様がうじたわLIKE♡タクシーの運行事業者として登録申請、許可申請を行っているところでございます。

A3の折り込んでおります資料をご覧ください。

改めて、運行経路等の簡単なご説明でございますが、水色の線がうじたわLIKE♡ バスの10月以降の運行系統図、おおむね1時間に1往復することが可能となっており ます。緑の部分は、先ほども申し上げましたが、朝夕、町営バスの2台のうち1台の車 両を使って、ダイヤの中でスクールバスを運行するものでございます。それから、ピン クの様々な点、星等ございます。右下のほうに凡例を書いてございますけれども、こち らのほうが、うじたわLIKE♡タクシーの停留ポイントでございます。♡タクシーの ほうは、従前からご説明申し上げておりますように、目的地、いわゆる皆様が生活の中 でよくお使いになられる商業施設、それから医療機関、公共施設、それから今回金融機 関のところも、奥山田区、湯屋谷区の実証運行の中でそういった住民さんからのご意見 もいただきましたので、新たに贄田、上ノ山というポイントでありましたり、郷ノ口郵 便局といったポイントも設置しております。それが星印になります。それから、丸印は、 既に実証運行を開始しております奥山田区、湯屋谷区での区内での停留ポイント。それ から、ひし形のものが、10月以降住民説明会のほうでご説明に上がらせてもらった地 域になりますけれども、新しく発地として、♡タクシーの停留ポイントを設定するポイ ントでございます。それぞれ基本的には丸と星の間、それからひし形と星の間の往復に 関する運行になります。

戻っていただきまして、失礼いたします、次に、1枚ものの2面のほうの地域公共交 通計画策定の方向性というところが参考で書いてございます。

2ページをご覧ください。

今回、今年度かけてこの公共交通計画を策定してまいります。これが、先ほどの赤字補塡の国庫補助を策定するための来年度以降の前提条件ともなる計画でございます。基本的な方向性としては、路線バス、鉄軌道のない本町の町外との基幹公共交通機関である路線バスの持続と利便性確保を前提としつつ、令和4年度から開始する新しい地域公共交通あるいは現在もある町内の輸送資源といったものを整備した上で、効果的、効率的に組み合わせる方策を検討。そして、何よりも、ここ数年に、町内外の道路ネットワーク、宇治田原山手線をはじめとした、あるいは新名神高速道路、そういった整備を踏まえた将来的な町の公共交通の方向性、こちらも計画期間としては5年間を予定しておりますが、その中での地域の交通網計画マスタープランとするところでございます。

すみません、1枚目の1ページに戻っていただけますでしょうか。

それぞれの議題に対する委員の方々のご意見の概要を一番下に書いてございます。

まず、新しい地域公共交通については、上の2つ、主なところがございました。運賃 体系については妥当であるというところ。それから、運行開始に当たりましては、当然 新しく運行形態が変わり、乗車方法も変わってまいりますので、地域でのお披露目会で すとか丁寧な住民周知を引き続き行い、円滑な導入を目指すこと、そういったご意見が ございました。

3つ目4つ目につきましては、公共交通計画のほうでございますけれども、当然現実だけのものを見たものとなっても実現不可能な未来像となってもいけませんが、先日の高速バス路線を利用した町外への交通機関といったところも含めた夢のある計画としていきたいといったところと、進行管理に関してご意見をいただいたところでございます。すみません、再びめくっていただきまして、何度も申し訳ございません。今後の主な予定でございます。

先ほどの垣内理事のほうからの四半期報告のとおりでございますが、先ほどちょっと 説明が漏れましたが、後ろのほうに、先ほどのA3の資料の後ろに、児童・生徒に配っ ていただいたチラシのほうと、その後ろにつけている現在の公共交通利用案内をつけて ございます。7月5日の校長会のほうでご説明と了承をいただきまして、児童・生徒へ のバスの利用促進と合わせて、保護者への新しい地域公共交通なり現在の地域公共交通 の周知を兼ねて配布いただいたところでございます。この青い一枚ものと、後ろの現在 の地域公共交通利用案内、これを全ての小学校、中学校の児童・生徒のほうにお配りさせていただきました。先ほどもありましたが、今後8月、9月と、広報紙で段階的に周知を進めてまいります。

すみません、再度、度々申し訳ございません、資料の一枚ものの2ページに戻ってい ただけますでしょうか。

今後の主な予定の中で、現在7月4日に自家用有償旅客運送の登録申請、それから7月8日に宇治第一交通さんからの区域運行の許可申請のほうを提出しております。10月までの許認可に向け、京都府警との停留所の協議等も継続して進めてまいります。9月には、タクシー、バスのそれぞれの乗車の体験説明会、お披露目会といったものを地域との調整の上、開催してまいります。10月以降新しい地域公共交通を開始し、本格運行、随時検証してまいります。そして、本年度は、3月までに、地域公共交通計画を策定すると、そういったスケジュールで進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

- ○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。榎木委員。
- ○委員(榎木憲法) 今説明いただきました中で、写しという紙のページで質問させていただきます。

そこの半分から下、3番、協議が調っている運賃の項ですけれども、ここに普通運賃、定期券、1日乗車券という項目があります。先ほど言っていただきましたけれども、私、3月の一般質問のときに、サービスをしてほしいということで、町長の答弁に、定期券や回数券などのことも進めてまいりたいという答弁をいただいていたのですが、ここに回数券という表記がないのですが、漏れなのか検討外になったのか、その辺はどうなんでしょうか。

- ○委員長(藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) まず、二段階に分けて申し上げますと、回数券をここに含めなかった理由というのが、そもそも定期券なり回数券というのは、利用者負担の軽減のためにこれを構築していくというところで協議を進めてまいりました。その中で、地域応援定期券というもののほうが67%程度の割引きになるというところと、家族でお使いになれるというところ、こちらのほうで回数券が持つメリットをカバーできるだろうということで定期券のみの設定をさせていただき、かつ乗車の際に、よりそのときに利用者負担を下げたい方については、一番下に書いてございます一日乗車

券というところで利用者負担の軽減を図ろうというところで協議を行ったところでございます。

- ○委員長 (藤本英樹) 榎木委員。
- ○委員(榎木憲法) 定期券という話がありましたけれども、1カ月当たり4,000円としますと、300円で割りますと13回以上の利用ですよね。13回以上の利用がある人にとってはメリットがあるでしょうけれども、10回ぐらいしか例えば利用しないような人にとっては4,000円の定期券というのは買えないですよね。そういった意味の人たちに対しては、やはり回数券のサービスというのは考えるべきじゃないかなと思うんですけれども、それはどうなんですか。
- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) これも住民説明会の際でもご説明申し上げたんですけれども、もちろん利用形態に応じて、いわゆる週4回以上乗られる方は定期券のほうが当然それはメリットがありますし、たまにしか乗られない方は現金乗車のほうがいい。週2回程度乗られる方については、一日乗り放題券を使うことのほうが、例えば回数券も、例えば3,000円で11枚綴りにすると、1回分だけただになるというよりかは、こちらの一日乗車券のほうがはるかに負担軽減はあるというところで、それに代わるものとしています。それと、ご指摘のとおり、あまりたくさんの定期券、回数券、一日乗り放題券というものが乱立するというのも当初のスタートには利用者に混乱を生じるということもございましたので、今この設定とさせていただいたところでございます。
- ○委員長 (藤本英樹) 榎木委員。
- ○委員(榎木憲法) 説明は大体理解できました。これから先、10月から実際に運用されていくわけですけれども、その中で、やっぱりそういう声が、もし回数券の声というのが上がってきた場合には、検討される余地というのはあるんですか。
- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 当然ございます。この協議会のほうで引き続き効果検証を行ってまいりますし、法律上は変更申請という形で許可の中身を変えていくということは可能でございますので、そういったことを引き続き効果検証してまいりたいと思っております。

なお、先ほども申し上げましたが、高齢者免許返納者に対する交付でございますけれ ども、3月の答弁にございましたとおり、定期券の交付を考えております。その中で、 現在の総務課が返納者に対してイコカを配布されているところに、両課連携の上、定期 券を何カ月分お渡しするかというところはまだ検討事項ではございますけれども、そう いったものを交付させていただきたいというふうに調整を進めているところでございま す。

- ○委員長(藤本英樹) 榎木委員。
- ○委員(榎木憲法) 結構です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 10月以降のA3の図面で示していただいている中ですけれども、 まず停留ポイントBと停留ポイントC、目的地、これ丸とひし形と星形で区分けされて いるんですけれども、居住地から居住地という、そういう乗り方はできるんでしたか。
- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) こちらの凡例に書いてございますように、実 証運行を開始している奥山田区、湯屋谷区の丸印につきましては、丸から丸の間の移動 はできますけれども、今度新しく追加になるひし形の地域については、あくまでも目的 地とひし形の間の往復のみとなっております。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) それは、10月以降も、例えば奥山田から湯屋谷、そういうデマンドの運行ができるということですか。
- ○委員長(藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡﨑一男) できます。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) そうしたら、丸からひし形、これはできないのですか。
- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) そちらのほうにつきましては、今回の区域の 運行の中で、移動はできません。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 丸からひし形に行けない理由は。
- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) もともとこの乗合タクシーのほうが、従前からご説明申し上げておりますように、町の皆様が生活で使われる目的地への移動手段というところで考えております。ですので、例えばたまにお友達の家に行かれるような利

用というのももちろんあるとは思うんですけれども、公共交通として、その間を目的地 と居住地というふうに設定させていただいているところが基本的な大前提にございます ので、そういった設定とさせていただいております。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 奥山田、湯屋谷の場合は、今までコミュニティバスがデマンドタクシーに変わるということで、それぞれ奥山田の茶屋村から湯屋谷ということで乗り降りできた、そういうこともあって、デマンドタクシーに変わっても丸と丸はオーケーやと。ところが、今度ひし形ができたわけです。これ、ひし形の地域、私、ちょっと今の町営バスの路線はよく分かりませんが、例えばひし形とひし形の間でも今町営バスが運行されておって、その利用をされている方が、ひし形とひし形の間で乗り降りされているというケースはないんでしょうか。
- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 実数までは捉えておりませんが、当然そういった利用もあるものとは思っております。
- ○委員長 (藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) そうすれば、町営バスで残る地域ならば、多分停留所から停留所まで乗り降りできるけれども、あとの、今町営バスが運行されておってデマンドタクシーに変わる地域、今まで乗り降りできた区間が乗り降りできなくなると。そこは不公平が生じると思うんですが、その辺はどういう整理をされているんですか。
- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 逆に、不公平という意味では、先ほど申し上げましたように、実数を把握していないところは大変申し訳ございませんが、その利用というのは非常に僅少でございます。例えばひし形からサンビレッジに行かれる方とかもいらっしゃったと思うんですけれども、そういったところは、サンビレッジも発地になっていることからカバーはされると。逆に、この水色のところの方が逆に立川とかに行ったりすることが今後できなくなるといいますか、そういったところもあるんですけれども、それらも利用者数が僅少であったということを含めて、今回のこの路線の再編としております。もちろん1名でもいらっしゃればというところがあるかもしれませんけれども、私ども公共交通としては、目的地への移動手段を最低限確保していくというところをきちんと公費負担のバランスを考えながらしていくというところがポイントかと思っております。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 公費負担のバランス、もう一つよう分からんのですけれども、例えば先ほどの話に戻りますけれども、コミュニティバスの既得権の奥山田の茶屋村と栢村、これでも乗れる。ところがほかの地域、湯屋谷も含めてですけれども、ほかの地域ではそういう運用ができない、それはちょっとおかしいと思いますけれども。ましてや、停留所に定められている場所は、警察、公安委員会との協議、それで安全な場所やと、乗り降りするのにということの検証もされて決まっている停留所なので、せっかく便利にするならば、例えば奥山田の茶屋村から立川の糠塚のほう、そこまで行きたいという方があれば、そういう運用もすべきだと思うんですけれども。現実にあるかないかは別の話ですよ。それができない理由はどこにあるんですか。
- ○委員長(藤本英樹) 垣内理事。
- ○建設事業担当理事(垣内清文) 今谷口委員がおっしゃられたようなご利用形態は、実際先ほど岡﨑補佐も言っておりましたが、非常に今までのご利用はなかったかと思っております。確かに利用された方もいらっしゃるかもしれませんが、少ないというのがまず1点。それから、今言ったように、それぞれのおうちからバス停、それから町の公共施設、こちらへのご利用をまずできないようにならないように、これから継続して公共交通をやっていこうという考えが2点目でございます。

先ほどおっしゃられた、タクシーだからといってそれぞれの地域へ行けるというのは、 奥山田、湯屋谷については全てがタクシーエリアになっておるので、それと、先ほどおっしゃられたように既得権益もございますので、それについては残していこうという 我々の考え方もあります。ただ、ほかのエリアについてはバスやったと思います。もと もとバスがグルグル回っていたような状態で、あえてバスの利用の少ないところを今回 タクシーへの変換をしながら、いわゆるバスなんですけれども形だけタクシー、ここだ けはちょっと間違えないようにしていただきたいんですけれども、いわゆるデマンド、 需要の供給に合わせてご利用いただけるものにしておりますので、それが今後交互に行 けるとなれば、例えばバスの利用の方々が、例えばバスのエリアやったら私使えんやな いかという、当然そういったご不満の声も届いてこようかと思います。

今我々が考えている大前提としての公共施設への利用、それから、それぞれの地域が 空白にならないようにしていきたいということで、例えば南の下のほう、ひし形があり ますけれども、これは上ノ山です。従来上ノ山の方々も、自分たちが利用できなかった と、遠かったというご意見の中で、少し離れている地域については、こうしたデマンド タクシーでのご利用をいただきたいというふうに考えてカバーしております。

今後いろんな形で、我々が申し上げていますように、形は恐らくこのままで済ますわけではなくて、変わっていきながら、いろんな形態を取りながらなっていくと思います。ですから、今谷口委員がおっしゃられたような、例えば地域間を利用するような形、これも、今後、今の現段階ではなくて、今後そういったことを踏まえながら、また協議会の中で議論していただいて、2年後、3年後にはいろんな形にまた変化するかもしれませんけれども進めていきたいと。まずは、持続、継続、それから、それに需要と供給に応じるように進化をしていくということを考えながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 今1つの例を出した、奥山田から立川ということを言いましたけれども、その利用はなかった。現実そんな路線、バスが走ってへんさかい、奥山田から行こうとすれば、維中前で今まででしたら降りて、そこからまた町営バスか何かで乗るという方法しかなかったですよね。だから、利用がないのは当たり前なんで、それをもって、しない理由、それはちょっとその言い方はおかしいと思います。

だから、将来的に考えるという含みで答弁をもらっているので、それはそれでいいんですけれども、やはりせっかくやる以上、それなりの使い勝手がいいように、現実あるかどうか知りませんよ、今言ったのは例えです。だから少しでも使い勝手のいいようにするべきだということを私は申し上げているので、その辺はどうなんですか。

- ○委員長 (藤本英樹) 垣内理事。
- ○建設事業担当理事(垣内清文) 先ほど申し上げましたように、協議会のほうでも、そういった議論をこれから具体的にやっぱり進めていかなければならないというふうに考えております。例えば利用があるかもしれないという利用の仕方で考えれば、もう際限なくいろんな形を取ることになってまいります。基本的に、我々は、京都京阪バス、こちらのほうのご利用をまずは中心に考えていきたい。宇治田原町が交通の空白地にならないように、それから交通の離島にならないように、これがまず大前提でございます。まずは、皆さんにもそういったところをご理解いただきながら地域の説明会をしてまいりました。ですから、バスの利用をまず前提に、バス停への、例えば維中前なんかがハブになりますので、そちらのご利用が中心になります。今言われたような例えば地域間を往復するような形、これについては、また別の形を取りながら、恐らくこれから考えていかなければならないと思いますけれども、非常にそれについては、先ほど岡崎が言

ったような財政的な問題も当然ございますので、これは検討としても難しい問題ですが、 考えていかなければならないというふうに考えております。以上です。

- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 確かに路線バスを残さないかんという、そういうことと合わせて空白地域の利便性を高めるという、非常に矛盾というか難しい課題を抱えての検討ということは、それは分かりますが、しかし、少なからずこれから高齢化がどんどん進む中で、交通弱者と言われている人たちも増えてくる。少しでも利便性を高める、また可能性としてあるところまで考え出したら切りがないと、それもおかしな論評やと思うんですよ。可能性があれば、そういう交通弱者に対応する、そういうこともすべきやと。結果的にそれを設定しておいても、使う人がなかったら、それはそれでそんなに町の負担が増えるわけでもあらへんし、そこらはちょっと考え方がおかしいと思いますけれども、どうでしょうか。
- ○委員長(藤本英樹) 垣内理事。
- ○建設事業担当理事(垣内清文) 何度も申し上げますけれども、何もしないということではなくて、これからいろんな議論をしながら、そういったところを検討していかなければならないと。今の形をそのまま固執することではなくて、これから形を変えながら持続性を進めていきたい。何度も申し上げますけれども、なくさないことが、こうした公共交通、地域の方々の足となるべく公共交通の前提にもなっておりますし、ひいては、いわゆる京都京阪バスのご利用度が上がれば、宇治田原町の地域公共交通がまたなお充実していき、活性化できるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○委員長(藤本英樹) 谷口委員。
- ○委員(谷口整) 繰り返しの議論をしても仕方がないので、要は、言いたいのは、せっかくやる以上は、少しでも便利なことを考えてほしいということについては、今後の検討の中でそういう話も出てくるということですのでそれ以上は申しませんが、言いたいのはそういうことです。以上です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。原田委員。
- ○委員(原田周一) 路線バスのこの地図のことでちょっとお尋ねいたします。京都京阪バスのところで、緑苑坂、それから前が金井谷になっておりますので多分工業団地内をぐるりと回っているんですね。これが、この路線図がいつの路線図なのか知りませんけれども、現在緑苑坂でも一日に数便やったと思うんですけれども、何便かある中で実際回っているのが、あるのは事実なんです。だけれども、これが、この10年の間にどん

どんどんどんその便がなくなってきているんです、緑苑坂内を周回する便が。当然、これ、工業団地のほうも一緒なんです。これは、当然この中で、先ほどの谷口委員とのやり取りで、あくまで地域の公共交通を残すんやと、前提やということでおっしゃっていたんですけれども、これは、この路線図がずっと生きているということが担保されているのかどうか。その辺りは、京都京阪バスとの話を含めてどうなっているのか、その辺りをちょっとお答えいただきたいと思います。

- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 従前からご報告申し上げていますように、町営バスだけでなくて、路線バス事業者が今回のコロナ禍でかなりの経営打撃を受けていて、もともとが黒字でないところに、さらに現在定期券の減少等で打撃を受けておられます。ですので、担保と言われると、そのお話は、今現在事業者さんも、ようそれを口にされることはできないと思います。ただ、私どもは緑苑坂の利用券もそうですし、今回の新しい地域公共交通もそうなんですけれども、京都京阪バスさんのほうとはずっと協議をしております。経営だけでなくて、運転者不足の問題もあります。そういったところについて、これまでコロナの交付金を使って一時的な支援を行ったり、様々な協議だけでなく、そういった支援とセットで唯一の交通事業者さんのほうと話を進めてまいったところです。ですので、引き続きそういったところが担保されていくように協議を進めていくところは、変わることはございません。
- ○委員長 (藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) 従前から、町のほうでもいろんな形で京阪バスとの交渉を含めて努力していただいているというのは私もよく承知しているんですけれども、だけれども、この20年間ずっとフジタが京阪バスのほうを誘致して運行してきたんですけれども、どんどんどんどん便数は減っている。それから、従来は全てのバスがこの地図にあるようにぐるりと緑苑坂あるいは工業団地、こういうところを周回していた。それが、今では1日に数便やと。同じ例えば緑苑坂でも、北の端と南の端ではそこそこ距離があるわけです。そこに、先ほどの高齢者の免許証返納者みたいな人が、やっぱり結構これ坂でもあるので、バス停が1つということになれば、かなり苦労する。これ、実際にバス停がここの地図に書かれているように3カ所あるわけですよね。それの、現実1カ所しか使われないようなことになれば、やはりもっと公共交通が優先して、これを残すためやと。ここに例えばバスとか何とかタクシーをもってくると競合になるのでということが今までずっと説明あったんですけれども、やっぱりそこらもしっかり考えておいていた

だかないと、このままではなんか悪くなる一方でどんどんどんどんばんでいくんじゃないかということが予測されますので、そこらはしっかり話合いの中で、当然この会議の中には京阪バスの方も入っていると思うので、その辺りはしっかり対応できるようにお願いしたいと思うんですけれども。

- ○委員長 (藤本英樹) 岡﨑補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) 繰り返しになるようですけれども、路線バス 事業者である京都京阪バスさんがそういったところを担保できるように私どもは協議を 進めてまいりますし、やはり利用者、これも先ほどの町営バスと同じなんですが、利用 実態が今現在なかなかないところは路線バスとしてもなかなか行きづらいところがあっ て、そういうところは時代に応じて、例えば先ほどもおっしゃったように、高齢化によ り、逆に奥のほうを使われる方が、ニーズが増えると、多くなるということであれば、 それは交通事業者としてきちんと考えていくべきところになってまいりますので、私ど もそういった協議は引き続き継続してしていきたいと思っております。
- ○委員長 (藤本英樹) 原田委員。
- ○委員(原田周一) 今現在でも、そういったような方が、例のバスのチケットというんですか、緑苑坂で、そういったものを一生懸命使っておられるということもあります。ですので、やっぱりそういった声というのを定期的に収集していただいて、これを10月から実施したから、恐らく後知らん顔やということはないとは思うんですけれども、その辺りはしっかりとフォローして、今日住民の統計の、人口動態も発表されたんです。やはりどんどんどんどん高齢者が増えてきている。それから、免許証の返納者も増えてくる。こういった中で、やはりここにあるようなバス停がしっかりと生かされるような路線、便数、そういうのを確保できるようにお願いをずっとしていただきたいというふうに思います。お答えは結構です。
- ○委員長(藤本英樹) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。続いて、宇治田原町都市計画マスタープランの変更について説明を求めます。垣内理事。
- ○建設事業担当理事(垣内清文) それでは、宇治田原町都市計画マスタープランの変更 について、別添資料によりご説明申し上げたいと思います。

今年の4月に常任委員会のほうでもご報告いたしました都市計画マスタープランの変

更につきまして、パブリックコメントを実施して、都市計画審議会において諮問答申を行って、7月14日に決定をいたしました。まず、パブリックコメントの結果でございますが、4月18日から5月24日までの間で、町広報紙、それからホームページへの掲載、それから町内8カ所においての配架をしましたところ、縦覧者数が5名ありましたけれども、ご意見のほうはございませんでした。この結果を踏まえて、審議会に諮問いたしました。書面での開催といたしましたところ、町の発展は喜ぶべきことだが、自然豊かな住環境も大切にする必要があるとのご意見をいただきました。全員賛成によりまして、都市計画マスタープラン変更について原案のとおり可決するとの答申をいただきました。

裏面のほうをご覧いただきたいと思いますけれども、今後、これも4月のほうでご報告、ご説明申し上げたところなんですけれども、南地区、それから南・贄田地区などの土地利用のほう、これを進めていくことになるというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにてまちづくり推進課所管事項報告の質 疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の茶品評会審査結果について説明を求めます。田村課長。

○産業観光課長(田村 徹) それでは、お手元の資料に従いまして、茶品評会審査結果 についてご説明させていただきます。

第47回、本町の茶品評会と第40回の京都府茶品評会の審査結果でございますが、まず町のほうでございますが、既に新聞等でご承知のことと思いますが、町の品評会を去る6月23日に、3年振りに宇治田原町支店で開催をいたしました。かぶせ茶、煎茶、玉露、てん茶、それぞれが出品いただきまして、出品点数につきましては、計45点を出品いただくことができました。入賞者につきましては記載のとおりでございますので、ご覧いただきますようよろしくお願いします。また、続いて、7月5日、6日には、宇治茶会館を会場にいたしまして、京都府の茶品評会が開催されたところでございまして、本町の入賞者につきましては記載のとおりでございます。

今後、これから8月に開催される関西茶品評会、また全国茶品評会に分けて出品されることとなります。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて産業観光課所管事項報告の質疑を終 了いたします。

次に、上下水道課所管の水道施設の更新予定について説明を求めます。下岡上下水道 課長。

○上下水道課長(下岡浩喜) それでは、水道施設の更新予定についてですが、A3判の 資料をご覧ください。

6月9日の当委員会で下水道事業の経営戦略についてご説明申し上げた折に、上水道 事業におけます更新時期を迎えた設備等の今後5年間の更新の予定と石綿管の状況に関 する資料を求められましたので、まとめたものとなります。

地図には、5年間の更新予定箇所と石綿管の敷設状況を表しております。右下の凡例のとおり、赤色の丸で囲む箇所は、今年度予算を計上し、更新工場を実施する箇所となっております。黄色の丸で囲む箇所は、令和5年度から令和8年度までの更新事業予定箇所となっております。緑色の実線で示すのが、石綿管の布設の箇所となります。

右上の表は、令和4年度から8年度までに更新を予定している施設の一覧となっています。緑色の文字で表しているのがACP石綿セメント管の更新、水色の文字で表しているのが石綿以外の管種の更新となっております。

まず、①の禅定寺地区配水管は、今年度予定しております公共下水道事業の管渠布設工事に合わせまして、石綿管を高密度ポリエチレン管に入れ替えるもので、延長は約187メートル、予算は2,500万円となっております。

②につきましては、京都府が実施します中ノ谷砂防工事に合わせまして、令和元年度から湯屋谷中谷地区において実施してきました石綿管更新事業の最終区間となります。 今年度完了する予定です。これも高密度ポリエチレン管に入れ替えるもので、延長は143メートル、予算は1,500万円となっております。

③は、来年度以降湯屋谷塩谷地区ほかにおいて石綿管をポリエチレン管に更新するもので、令和8年度までの施工延長は約500メートル、概算事業費は、設計と工事を合わせて約7,500万円となっております。全区間の完了は、令和13年頃を目指しております。

④ですが、中町橋水管橋につきましては、令和3年度に漏水がありまして、現在使用

を中止しております。鋼管をポリエチレン管に更新するもので、予算は800万円で、 9月頃に発注を予定しております。

⑤は、老朽化した高尾配水池への送水管、塩化ビニール管になりますが、計画的に更新していきます。今年度、直営で整渠を行いまして来年度から更新工事を実施する予定です。5年間の施工延長は450メートル、概算事業費は2,000万円です。大体令和9年度以降も継続する見込みとなっております。

これらは現時点における予定ですので、今後他の公共事業の進捗や漏水などの発生状況によりまして、その時々で優先順位が高いと判断されるものから取り組んでいくこととしております。また、管渠以外では、機械設備のほとんど、構築物の一部について法定耐用年数を超過している状況ですが、今後5年間での予防保全は予定しておりません。故障時に更新する計画としております。各施設の配水池などの建築物につきましては、耐震補強、改修工事が必要なものもありますので、長期的に耐震改修を検討してまいります。

次に、左下の表をご覧ください。

現在の石綿管の布設状況を表したものとなっています。総延長は3,216メートルで、配水管の全延長9万856メートルに占める割合は、約3.5%となっております。以上で説明を終わります。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて上下水道課所管事項報告の質疑を終 了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和4年度第2四半期の事業 執行状況報告並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かござい ましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

委員から何かありましたら挙手のほうをお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(藤本英樹) 事務局から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 特にないようでございますので、日程第5、その他について終了 いたします。

本日は、令和4年度第2四半期の事業執行状況報告並びに所管事項の報告を受けたところです。本年度も第2四半期に入り事業が本格的に実施されていくこととなりますが、各課におかれましては、早期の事業着手・執行を念頭に置き、業務の遂行に努めていただきますよう強く求めておきます。

なお、委員会は定期的に開催することを基本としておりますことから、委員各位、ま た町当局におかれましても、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時08分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹